

閔釜裁判ニュース

第6号

釜山「従軍慰安婦」女子
労働挺身隊、公式謝罪等
請求事件戦後責任を問う
閔釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子・入江清弘

郵便振替 福岡4-47678
(閔釜裁判を支援する会)

閔釜裁判とは、一九九二年
十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市
などの元「従軍慰安婦」と元女子労働挺身隊
の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国
会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求
て、国を相手に提起した裁判である。

と述べていたのが、印象的だった。
意見陳述後、裁判長は、国からの意見書
について原告側の意見を求めた。李弁護士
が、「原告たちは高齢で病気がちの上、半
世紀以上もまえのことまで記憶も曖昧になっ
てしまふし、国の公文書等の調査を待つて
いては本人尋問がいつになるかわからない

～深さん力強い訴え～

柳沢静子

五月晴れの五月一六日、第四回口頭弁論

が行われた。第三次原告の梁錦徳さんと付
き添いで陳述の通訳もされる李金珠さん含
めて一五名が福岡から三台の車に分乗して、
傍聴に参加した。梁さんは、名古屋の三菱

重工に勤労挺身隊として連行された人だが、
意見陳述を控え、心なしか緊張気味で車中
でも終始無口だった。傍聴席は、四八名満
席で遠路傍聴にこられたのに法廷に入れな
い人が五名もでてしまった。

今回から裁判長が変わり、まず三つの裁
判を併合する事を決め、被告から

①三次提訴にたいする答弁書「棄却を求め
る」

②準備書面(1)「訴状に対する法的反論」
③原告側の証拠調べ(原告の本人尋問)
申請に対しても意見書「双方の法律上又
は事実上の争点が明確になつていないので、
本人尋問は早すぎる」

の三つの書面が提出されていることが確認
されれた。裁判長席にもマイクが備えてあつ
たが、相変わらずボソボソと小声でとても
聞き取りにくい。

梁さんの意見陳述は、それに比べしつか
りとした口調で迫力があり「日本人を全部
殺したとしても恨が溶けることはないと思
う」とその想いを述べ、後の報告集会では、
「言いたい事がいえて、恨が少しきけた」



梁錦徳(ヤン・ジンドク)さん

ので、まず事実・証拠を法廷にだしていきたい」とキッパリと本人尋問に入つてほしい意向を伝えた。それを受けて、三人の裁判官が合議に入つたが、意見対立があつたようで、暫く時間がかかった。

合議後、「本人尋問については、次回は相当ではない」とし、その理由を①被告が原告の法的根拠に対する反論を完了していない

②個別事情についても認否していない

③原告側の法的根拠について具体化してほしい

とした。一瞬、傍聴席で「エツー」という声が上がり、「引き延ばしじゃないか」という思いがみんなの胸をよぎった。即、山崎弁護士が、「提訴後、一年以上も経てるので、法的反論については、国側が早急にすべきで、その期日を決めてほしい」と迫つた。

被告国代理人は、原告の主張四点（訴状参照）に対して①②については、今回の準備書面（二）で主張しており、③は次回六月二〇日に、④は次々回に主張すると述べた。

裁判長が、「まだ、本人尋問を採用する

かどうか決めていらないが、お互に法的根拠、反論の準備をし、九月五日はどうか」と提案し、その方向でいくことを確認し、およそ一時間の裁判は終了した。

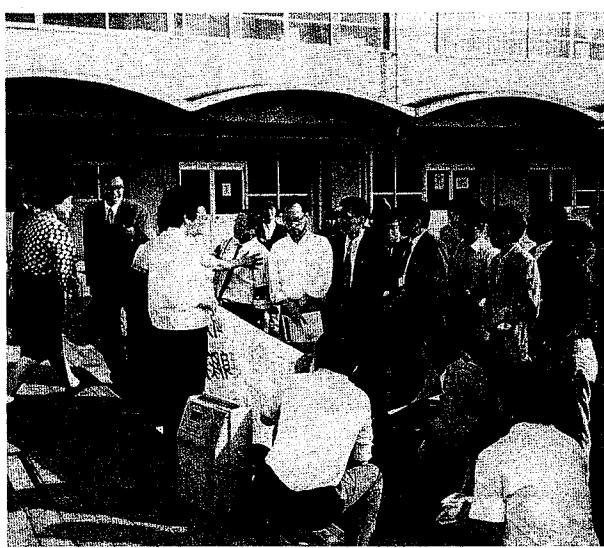
その後、梁さんが、「裁判長様、どうぞ、私たちが死ぬ前に、お願ひします」と

血を吐くような想いで話しかけると、彼は、「後は、法律上の手続きに則ってやります。

ご希望は、わかりました。」と答えた。一般の裁判と同様に扱わず、判例や現行法のみにとらわれないで、裁判官自身のアジア諸国に対する戦後補償意識に根ざした新しい視点で、この裁判を指揮してほしいと願わずにはいられないし、そのための世論形成の一端を、私たちは担わなければならぬと痛感した。

報告集会は、傍聴席に入りきれなかつた人達のために裁判所前広場で行う必要があり、裁判所職員の妨害にもめげず、松岡代表、梁原告、李弁護士と次々に発言した。また、場所を大韓リスト教会館に移し裁判の詳細についての説明を山本弁護士からも聞いた。「法的争いよりも、事実を明らかにする事、原告の体験を出発点にすることを主張し、そしてその事実をどうにか

するための法的根拠を何とか見付けようとしている」弁護士たちの奮闘に、裁判官が理解を示し、少しでも共感してくれたらと念じつつ、美しい夕焼けを見ながら帰途についた。



裁判所前広場での報告集会

原告滞在記

今回の来日は、原告の梁錦徳さんと、付添で通訳の光州遺族会・会長の李金珠さんのお二人だけだったので、ゆっくりお話を聞くことができました。

梁さんは両班（ヤンバン）の家柄に生まれながら、挺身隊に行っていたというだけで、両班の人とは結婚できず、近くでは話しがまとまらず、遠くの人にお金を出して嫁にしてもらったと涙ながらに話されました。心労からお父さんは翌年亡くなられたそうです。慈しみ、育てた利発な娘の結婚をそのように準備せねばならなかつたご両親の悲しみと屈辱感は想像を絶します。

結婚してからも苦労が絶えず、九人の子供を産み、三人を亡くし、末子が乳飲み子なのに夫も亡くし、食べていく為に葬式のお供え物まで貰いながら飢えをしのいだことがあります。「お母さんの家柄はそんなにいいのに、どうして僕達は上の学校にも行けないの？」と、子供たちに言わられるのが一番辛かったとも。

韓国では挺身隊に行っていたただけで「汚れ者」として扱われ、いわゆる「まともな」結婚は出来なかつたと言われます。

殆ど知られることのなかつた韓国における元女子勤労挺身隊の人達の戦後の苦労を聞くと、元「従軍慰安婦」の人達の名譽回



梁さん、李さんを囲んで(花房宅にて)

へ急報

第5回 聾弁論 報告

94. 6. 20



「10分で終わるだろう」という大方の想を裏切り1時間以上かかった裁判ですが、今回は書面のやりとりに終始した。不また予作(準備書面三)がだされた。永野前法相(準備書面三)がだされた。

こちらからは、「請求についての説明」と国が曲解をしている「道義的国家たるべき義務に基づく責任」についての説明(第1準備書面)を出した。また、永野前法相の「従軍慰安婦」問題についての「当時の公娼であった」発言を「公権力の行使」とし国家賠償法に基づく損害賠償を求めた訴えの追加申立書を提出した。

11室で40分に亘り行われようやく9月5日、11月28日と決定した。

今日は、原告が来日しない事もあつて聴は少ないだろうと思っていたが、北九州下関から多くの仲間がきてほほ傍聴してきました。下関バブテスト教会での報告会では、例により山本弁護士のわかりやすくユーモアたっぷりの裁判のやりとりの説明、資料収集についての協力依頼がありました。また、松岡代表からは5月から6月にかけての東京での被・対・協や韓国・遺族会の闘い(詳細は10頁参照)についての講演会、街頭行動等の報告と世論喚起のための活動がなされました。

(花房恵美子)

じ仕事をしました。

このような悩みの中でも、校長の言葉通りに女学校に入れるという希望を持ち、監督に「いつから女学校に入れるのですか?」と尋ねても、「うん、来月からだな」と言うばかりで、どうとう女学校に入れてくれませんでした。故国で校長や憲兵に言葉に騙されたことへの失望と悔しさに力がぬけ、仕事が更に辛くなり、父母兄弟の恋しさに胸がますます痛み、毎晩泣いてばかりいました。

それだけではありません。お金が必要なので私たちの月給を下さいと言うと、「うん、お前達の給料は全部貯金したので、家に帰る時に一度に払う」と言い、たまにお金をもらつても、そのお金で洗濯石鹼一個、切手一枚、便箋二枚、封筒一枚を買つと一銭も残りませんでした。

ました。

今思うと、私の父と母は余りにも可哀想でした。娘として胸が痛みます。父母の心はどれほど苦しかったでしょう。動物でもその子を愛します。私の父母も私を心から愛し、慈しみ、大事に育てたのに、二年の間娘のために食べることも寝ることもできないほど心配させられたのです。この精神的被害に対して、日本国と日本人は相応の謝罪をしてこそ、人間の道理と国家の体面が立つと思います。

私が幼い年に連れて来られた時、父母と別れたその悲しみ。見知らぬ日本に来て腹が減り、ひもじかったそのやるせなさ。手の皮が破れ、血まで出たその痛み。鼻が錐で刺されるような悪臭に悩まされたその苦しみ。いつの日も安心できず地震と空襲の恐怖に落ちたその恐ろしさ。父と母に会いたかったその恋しさ。それらに耐えて働いた賃金は正当に清算されなければなりません。貯金した私のお金は五十年間の利子とともにきれいに清算されることと信じています。これは私たちが提訴する前に実践すべき日本国の義務です。

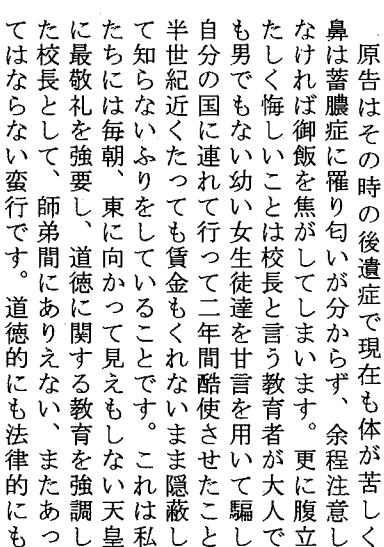
世界のいかなる国に行って聞いてもみても、恥ずべきことと言わなければなりません。

また、馬や犬を飼っている主人は動物にも水を飲ませ飼料を腹一杯与え、風呂に入れてやつて育てるのに、我々は人権を蹂躪されたまま人間らしい待遇も受けられず、牛馬にも及ばない冷遇と虐待を受けたのです。

しかも、私たちは挺身隊という名前のために、この社会に堂々と立つことのできない存在になりました。結婚も両班の家とはできないという烙印が押されたのです。

これらすべてが頭に浮かぶ時、夜も眠ることができず、日本人をすべて殺しても「恨」が解けることはないとも思います。裁判長と、娘を持つこの世のすべての父親と母親に訴えます。万一、あなたの幼い娘がこのような境遇に置かれたと、立場を変えて考えて見て下さい。

裁判長が正義に立脚した正しい判断を下されることを私は切に期待しております。



家に帰りつくや父に抱かれて言葉も無く泣くばかりでした。懐かしい父母との再会の喜びと、お互いが精神的肉体的に経験して来た悲しみが、こみ上げて、いつまでも泣きつけました。父母は幼い娘の私を日本に送り、夜も寝られないほど心配し、解放になつても帰つて来ないので、食事もとらずに心配ばかりしていたそうです。両親の顔がとてもやつれて青白い様子に、子供心も痛みました。結局、父は次の年に亡くなりました。

第五回 口頭弁論・追加訴状である。

「永野発言は人格侵害」

元従軍慰安婦
下関訴訟原告

賠償請求額増やす

永野茂門前法相の戦時中の従軍慰安婦についての発言は、慰安婦の「人格と名譽を侵害した」として、山口地裁下関支部（前川豪志）裁判長で審理されている。国家賠償請求訴訟で、原告の韓国・釜山市などの女性が賠償請求額を一人百万円、計三百万円増額する追

加申立書を二十日提出した。法務省によると、前法相の発言が訴訟の対象になつたのは初めて、という。

申立書によると、永野前

法相は五月三日、従軍慰安婦問題について「当時の公娼（こうしよう）であった。現在の目で見て、女性蔑視（べっし）とか、韓国人差別とはいえない」と発言。人格の尊厳をかけて、償いを求めてきた原告らの人格と名譽を侵害した。原告側代理人は「公娼といふことで、原告が任意の

募集に応じたかのような印象を与える」と話している。原告十人のうち、従軍慰安婦三人について、賠償請求額を増額。残り七人は女子勤労挺身（ていしん）隊員だった、という。

1994年6月21日

「朝日新聞」朝刊より



新の追加申立書
平成四年（ワ）第三四九号事件 原告 河順女
右 同 事件 原告 朴頭理
平成五年（ワ）第三七三号事件 原告 李順徳
右 各 事 件 被告 国

一 被告は、原告河順女、同朴頭理及び李順徳に対して、各自金一〇〇万円並びに同各金員に対する本訴状送達の日の翌日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え

二 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

右原告ら訴訟代理人

弁護士 李 博盛

請求の原因

一一九九四年五月三日、当時の被告の法務大臣であった長野茂門（以下、「長野前法相」という。）は、共同通信のイン

原告らは、いずれも強制的に従軍慰安婦として連行され、非人道的な扱いを受けたと、一貫して主張し続け、その人格の尊厳をかけて、被告に対して、償いと謝罪を求めてきたのであり、公娼発言が、

原告らの人格及び名誉を侵害したことは論を待たない。

三

公娼発言以前のこと数年間、従軍慰安婦問題を含め日本国の戦後補償ないし戦争責任問題は、政府の重要な政治課題となり、この問題に関する総理大臣、国務

大臣、国会議員等の発言は、単なる私的見解で終始することではなく、外交問題になることは勿論、公にその存在を表明している戦争被害者らの利益不利益に直接的に影響を及ぼすことにまでなつてゐる。

かかる影響力がある公務員の発言は、「公権力の行使」（国家賠償法一条一項）に該当する。

四

法務大臣は、国が当事者となる裁判において国を代表する職務を行うところ、同裁判に密接に関わる事項を、裁判外であつても報道機関のインタビューなど公けの立場で発言することは、職務に関連する行為と言える。

この点、公娼発言は、永野前法相が法務大臣の地位にありながら、現に係属している本件従軍慰安婦裁判に密接に関わる事項を、共同通信という報道機関に発言したものであるから、職務に関連する行為といえる。

五 永野前法相は、法務大臣に任命されうるだけの識見を有しているのであるから従軍慰安婦の右政府発表や、国家賠償請求訴訟が提起されていることや、原告らを含めた多くの元従軍慰安婦の女性が名乗りを上げていること、公娼発言により同女性らの名誉を侵害することを十二分に認識していくはずである。

六 公娼発言の違法性は、その内容から明らかである。

被告は、一九九三年に、元従軍慰安婦への聞き取り調査等を行い、河野官房長官談話として、同調査結果を発表し、從

軍慰安婦の募集に被告官憲が加担し、強制的な手段により募集した事実や、慰安所の開設・整備・管理に旧日本軍が関与していた事實を認めた。

また、被告は、本件訴訟においても、右調査結果に沿う内容の答弁をしている（一九九三年一二月二三日準備書面一）。

従軍慰安婦に関する調査結果、政府見解、国の答弁がなされた過程の末で、これらに逆行する公娼発言をすることは、明らかに社会通念上正当性を欠き違法である。

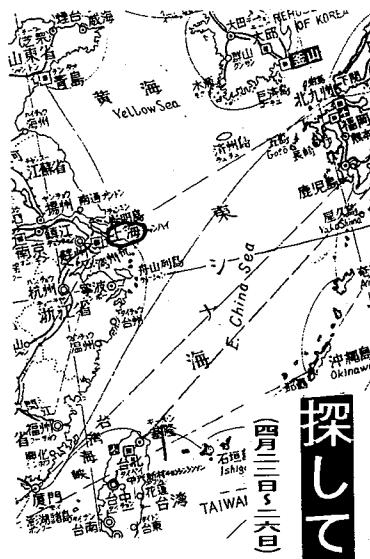
七 原告らが、公娼発言によりその人格及び名誉を侵害されたことによる損害は、金錢的に評価することは困難であるが、

損害の一部として、原告一人につき金一〇〇万円を請求する。

八 よって、原告らは、被告に対して、國家賠償法に基づく損害賠償として各自金一〇〇万円及びこれに対する本申請書送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の請求をするものである。

「弁護士に向ふは今日お終りです。ゴム二
使」にあたる。

上海の元慰安所を探して



福岡から上海
井浦真須己

河順女（ハ・スンニヨ）さん、李順徳（イ・スンドク）さんの証言を立証するため、私と金文淑さんと張さんは、支援する会の会員、弁護士の皆さん、そして何よりも原告のハルモニたちの期待を一心に受け、プレッシャーを感じながらゴールデンウイーク前の静かな福岡空港を飛び立った。上海空港の空は、私たちの調査の困難さを知っているかのごとく、厚い雲につつまれていた。しかし、張さんの親類のあたかい笑顔がその不安と外国に来た不安感を一遍にふき飛ばしてくれた。同時に明日からの調査に対するやる気が湧いてくるような気がした。

元日本人街があつたところであるが、現在表通りは建物の改修が行われていた。中にはいるとかなり昔のまま保存されているが、人目があるため撮影が難しい。

今回の調査は、河順女さん、李順徳さんのお二人とも、一九三七年の第二次「上海事変」から一九三八年の南京大虐殺の年に

は上海で「慰安婦」をさせられていたとの記憶を元に、麻生元陸軍大尉の著書「上海より上海へ」に書かれている一九三八年上海にあった二つの陸軍慰安所跡を探すこと

が主たる目的であった。江湾領にある民間人経営の陸軍指定慰安所と軍工路の近くの陸軍直営の慰安所の二ヶ所である。河順女さんの「私は吳淞路（ウースンル）」の近

くにいた」との記憶に従って、その街並みと、更には上海の主な昔の建物をビデオに収めてくる予定だった。

陸軍慰安所跡を探して

五、太平橋

一九〇七年に建設された橋がそのままの状態で残っている。「外白渡橋」という名前からも判るように、外国人だけしか渡れない橋であった。一九九二年に改築されているが、どのような改築なのかは不明。

六、チネボロ橋

これも当時のまま残っている。この近くに建物も現存しているので撮影してきた。特に時計が付いている現在の郵便局の建物は印象的であったので長く撮影した。

七、北四川路

海軍陸戦隊本部跡、海軍陸戦隊病院跡、日本人学校跡を中心に周辺の古い建物を撮影してきた。

八、其美路（現在の公平路）

三、公平路

「海乃家」（海軍慰安所）があつたところで、現在でもそのまま残っている。ビデオ撮影は表は出来たが、中はあまり撮影できなかつた。日本人に対する嫌悪感が強く、深く聞き出すことはできなかつた。

四、横浜橋周辺

この橋は今も残っていたが、この付近は建築物が建て直されはじめている。橋の直ぐ裏の民家が古い建物だったので、撮影してきた。

慰安婦たちが身体検査を受けたとされる
小学校を張さんの母親の協力で探し出した。
現在は、幸福村小学校と名前が変わっています。
しかし、一九九二年に建て変わってい
た。校長先生に昔の写真があれば連絡をし
ていただくよう依頼した。

九、軍工路

夕闇せまる中。タクシーの中からの撮影
だつたため現地での聞き取り調査が出来な
かった。また、現地が思っていた以上に変
わっていて新興団地や工場が建ち並んでい
た。古い建物も若干残っていたが、しかし、
時間的余裕がなく詳しい聞き取り調査がで
きなかったのは悔いが残る。

十、江湾鎮

書籍「上海から上海へ」の中で民間の慰
安所があつたとされる場所で、道を尋ねよ
うと入った派出所がなんと元の慰安所だっ
た。偶然とは恐ろしいと、この時ほど思つ
たことはない。

（二日目） 慰安婦ハルモニーの 聞き取り調査

金さんが聞き取りを行つた。これもビデ
オには撮影しているが、ハングルで話され
ているので、私にはネー（はい）とイルボ
ン（日本）ぐらいしかわからなかつた。
(詳しくは録音テープとビデオを聞いて下
さい)

結局、上海で慰安婦をさせられていたの
ではなく、別のところでさせられ、現在上
海に住んでいるとのことだった。

そのハルモニたちもやはり、生まれ故郷
に帰りたいと願つていることであつた。金
さんもその願いをどうにかして応えてや
りたいと何度もおしゃつていた。

私たち一行は、江湾鎮を特定しようと北
四川路を北上し、魯迅公園の入口で道を尋
ねようとしたところ、韓國のお土産売り場
があり、その店員さんに金さんが今回の事

情を説明したところ、今、上海で暮らして
いる元慰安婦のハルモニを知っているとの
ことであった。それも一人だというので、
慰安所の特定に重大なカギを握っていると
直感し、二日後に会うこととなつた。

上海のすみずみまで見て回つたことは、私
にとって、また、会にとつても今後の貴重
な財産になると堅く信じていますし、そう
させなければならないと決意を新たにして
いるところです。

今後とも、松岡代表や会の皆さんとともに
手をとりあい、仙台に帰つてしまつた佐
藤さんの口ぐせである「ハルモニたちの思
いをいつも考えなければ。」を自分の心の
支えとしてがんばつて行きたいと思つてい
ます。今後とも会員の皆さんのご指導をお
ねがいします。

最後になりましたが、腰痛にもかかわら
ず、私を引っ張つていただき、いつも先頭
に立つて調査をされました金さん、久し振
りの里帰りなのに朝から夜まで私たちの調
査に積極的に関わつていただいた張さんと、
快く張さんを私たちに貸していただいた家
族のみなさん、本当にありがとうございます。
した。書面を借りてお礼を申し上げます。
ありがとうございました。そして、おつか
れさまでした。

おわりに（決意をあらたに）

簡単ではあります、金さん、張さん、
私の慰安所特定の旅の調査報告は以上のと
おりですが、やはり、戦後四九年を経過し

戦後補償を求める

ハルモニ達の闘い

花房俊雄

■被対協のハルモニ達の闘い

五月二十四日、韓国の「現生存者強制軍隊慰安婦被害者対策協議会」（通称・被対協）に属するハルモニ達十五人が来日した。「従軍慰安婦」と名乗り出て三年、仲間が次々と逝く中、「もうこれ以上待てない」と被害者達自身の会を結成（現在四八人）し、直接日本政府との交渉を求め、懷に短刀を潜めて、決死の覚悟での来日であった。

翌二五日、羽田改總理に面会を申し入れ、二七日その回答を聞くため總理府を訪れた一行を待ち受けていたのは冷たく閉じられた鉄の門でした。抗議のハルモニ達は警備員らに寄つてたかって押し出され、中には職員にひじで胸を突かれ、全治一ヶ月の傷害を受けたハルモニすらいたのです。その前日の二六日、皇居・二重橋を訪れた一行には、五〇人を越える警官が阻止戦を行かり、天皇の謝罪を求めた横断幕を奪いにかかり、もみ合う中で、意識を失うハルモニも出ました。



■韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会を先頭にした闘い

東京の市民団体、労組、護憲連合などが、

戦後補償の運動を担う私達の力のなさにいたたまれない思いです。

このような日本政府による容赦のない拒絶によって、宮沢元總理に始まって、細川・羽田に至る三代の首相の彼女達に対する謝罪が心にもない外交辞令にしかすぎなかつたことを思いしらされたのです。

六月三日、離日に当たつて次のような声明文を発した。「私たちの目前で腹をかつ切つて謝罪すべきは、天皇をはじめとする戦争犯罪者であり、戦後責任を放置し、心にもない口先だけの謝罪で、免罪をはかるうとした日本政府の政権担当者自身であります。なぜ、今まで生き延びてきた私たちの命を、この者達への抗議のために自ら絶つことができましよう。

私は、百年、いや二百年、三百年、

鬼神（クイシン）となつて生き永らえて、侵略への道を再び行く日本を告発し続けます。

彼女達がどんなにか深い失望と、怒りを抱いて疲れはてて帰つていったかと思うと、

六月六日、韓国・遺族会から、元「慰安婦」九人、元軍属一人、遺族一五人と、在日の慰安婦裁判原告の宋神道さん、フィリピンのF・ダビットさんらを迎えて、「今こそ戦後補償の実現を!」の集会を開いた。社会党の村山富市議員長、さきがけの鳩山由紀夫氏も出席し、戦後補償の実現の遅れを詫び、取り組みの強化を約束した。集会後六百人が外務省に向けてデモを行つた。

翌七日、八日、の両日、被害者達は国会座り込みを終日行い、政府交渉を求めた。社会党をはじめ、二〇人以上の議員がかけつけ、訴えに耳を傾け、激励した。連日百人を超す支援者がかかわつての行動であつた。

座り込みに心を動かされた社会党議員の尽力で九日、韓国・フィリピン・在日の元「慰安婦」一一人が羽田首相と国会内で会うことができた。「国会見学」の名目で院内に入った元「慰安婦」達に、予算委員会

を終えて出て来た羽田首相が廊下で会うと、いう変則的な出会いであった。首相は一人一人と握手しながら、「皆様にはほんとにご苦労をおかけしましたねえ」と声をかけ、元「慰安婦」もそれぞれ「早く解決して下さい」と訴えた。時間にして約三分間の面談だった。

■政府の解決策は?

六月一〇日、被害者達と内閣外政審議室の谷野局長との間で話し合いがもたれた。元「慰安婦」達は「一人一人への謝罪と個人補償を来年度予算に盛り込むこと」、元軍属や遺族は、「旧植民地の軍人軍属の遺骨收拾と現地追悼の来年度予算実施」を求めたが、明確な回答は何一つなされなかつた。

六月二日、NHKが、「慰安婦」問題の解決に向け、政府は基金を設け、青少年や、女性の交流促進を検討中とのニュースを繰り返し流した。日本経済新聞も六月六日夕刊で同趣旨の記事を掲載した。外務省は誤報と否定したが、「慰安婦」問題について、「補償に代わる措置」の内容が検討されているのは事実らしく、当事者への個人補償とはほど遠い内容のようである。

■朝鮮学校の生徒達への暴行相づぐ

先日、釜山挺対協の金文淑さんより電話がかかってきた。「最近の日本はどうなつてんの。北朝鮮の核のことばかり大きくとりあげて、まるで制裁をあおっているようだ。戦争になつて一番被害に会うのは韓国の人達なんだよ。この前の戦争の犠牲者への補償もしないで。朝鮮人学校の生徒達に対する暴行もエスカレートしてるように見えどなんにも変わってないよ。裁判なんかしても意味がないと、ばあちゃん達は悲しんでいる。いつもの文淑さんに似合わず暗くしずんだ声であつた。

六月六日、京都府警が突如大量の機動隊を動員して、学校用地の買収無届けを理由に総連京都本部など七ヶ所を強制捜索し、すでに届け出ていたことが判明した後もなお捜索が続行されたニュースには慄然とする。総連による三千人の抗議にも「検査は適法だった」と謝罪を拒否する警察の態度によって決定づけられ、今まで韓国やアジア各地の戦争犠牲者達の戦後責任を求める声が、朝鮮半島の危機をテコにした「第二の逆コース」によって圧殺される事態を許してはならない。

■田中宏さん講演会の成功、

そして行動を!

テレビも新聞も、北朝鮮の「核疑惑」のことばかり連日大きく取り上げ、元「慰安婦」達の二度にわたる対政府交渉の行動も、限りなく小さく扱われるか、無視されてしまった。

られる。

来る七月九日の田中宏さんの講演会に一人でも多くの人が参加していただき、アジアの戦争犠牲者の視点から敗戦後四九年を振り返り、戦後補償の実現を通じた日本とアジアの共生の未来を真剣に探りたいと思います。

八月一五日、敗戦四九周年の日、街頭にて戦後補償を求める行動を起こしたいと、講演会賛同団体の人達と協議を重ねているところです。

李 順徳さんの本人尋問

第6回 口頭弁論
9月5日(月)
午後1時30分

いよいよ本人尋問が始まります。

李順徳さんは1937年頃から上海で「従軍慰安婦」を強いられた。軍人に蹴られた腹の傷も生々しい。視力も衰えているが、しんのしっかりしたハルモニです。

多数の傍聴をお願いします。

「関釜裁判を支援する会」活動日誌（5）

1994年

5月15日 原告 梁錦徳さん来日
弁護士と打ち合せ
支援する会と交流会

5月16日 第4回口頭弁論

5月24日 裁判報告集会（下関大韓キリスト教会）
第13回定例会（九州キリスト教会館）

5月27日 ニュース6号 編集会議

6月4日 田中宏さん講演会に向けて賛同団体との打ち合わせ

6月14日 第14回定例会（九州キリスト教会館）

6月17日 田中宏さん講演会に向け賛同団体との
打ち合わせ
～8月15日集会デモを申し合わせる

6月18日 ニュース6号 編集作業

6月19日 ニュース6号 編集作業

6月20日 第5回口頭弁論

山口地裁下関支部

下関市上田中町 8-2-2

0832-22-4076

JR山陽本線下関駅から北浦線（または東駅を
通るバス）山之口下車

自動車の場合は椋野（むくの）トンネル付近で尋ねること

福岡の人は車で一緒にいきましょう。

集合場所：九州キリスト教会館

集合時間：午前10時30分

用中文 / 用英文

「戦後責任とアジア」

- 戦後補償と歴史認識について -

7月9日(土)午後6時~9時
大名町カトリック教会 1F

「電気自動車大王」についての論文

(アジア太平洋戦争犠牲者への)

- 田中宏さん・弁護士を囲んで -
7月9日(土)午後1時~4時
九州キリスト教会館

今年度の会費またの方にお願いします。

5月、6月みなさまよりの会費やカンパをお寄せいただきありがとうございます。敗戦50年をめどに戦後補償の運動はこの1年が山場になります。一層のご協力をお願いします。ボーナスカンパもよろしく!!
事務の手続き上、振り込み用紙は一律に同封しています。ご容赦ください。

■ みなさま御協力を

田中宏さん講演会に向けての資料作成と打合せ

7月1日(金)午後6時30分より
九州キリスト教会館 2F